

令和8年度福岡県食品衛生月間実施要領

1 趣旨及び目的

食品は、人々の生命及び健康に密接な関わりを有し、その衛生の確保及び向上を図ることは、県民が健やかな日常生活を営む上で極めて重要である。

昨年の食中毒発生数については、全国で事件数1,172件、患者数は24,727人、死者数は2人であり、福岡県域では事件数17件、患者数は141人であった。

特に夏期は、例年、カンピロバクター・ジェジュニ／コリ、腸管出血性大腸菌、ぶどう球菌といった細菌による食中毒が多く発生しており、大規模な食中毒事例もしばしば報告されている。

このような状況の中、県民が健康で安心できる食生活を送るためには、食品等事業者はもとより、県民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進並びに食品等事業者のコンプライアンスの徹底を通じた食の安全の確保を図ることが必要不可欠である。

このため、食品衛生思想の普及・啓発等のさらなる推進を目的に、8月を「食品衛生月間」と定め、関係事業を実施するものである。

2 実施機関

- (1) 主催 福岡県
- (2) 協賛 公益社団法人 福岡県食品衛生協会

3 実施期間

令和8年8月1日（土）から同月31日（月）までの1か月間

4 実施内容

(1) 生活衛生課実施事項

- ア 街頭キャンペーンの実施
- イ 食中毒予防シンポジウムの開催
- ウ 関係部局に対する広報及び協力要請
(教育庁、保健医療介護部及び福祉労働部内集団給食関係各課)
- エ 報道機関への情報資料の提供
- オ その他
 - (ア) 「食品衛生出前講座」の実施
 - (イ) 実施結果のとりまとめ

(2) 保健福祉（環境）事務所実施事項

- ア 街頭キャンペーンの実施
- イ 市町村等関係機関、団体に対する広報及び協力要請
- ウ 監視指導の強化
- エ 営業者及び消費者に対する食品衛生講習会
- オ その他
 - (ア)「一日食品衛生監視員」の実施
 - (イ)「臨時食品衛生相談所」の開設
 - (ウ) 消費者等が参加する意見交換会等の開催

(3) 公益社団法人福岡県食品衛生協会実施事項

- ア 広報用印刷物、物資等の配布
 - ポスター、チラシ、ウェットティッシュ等の配布
- イ 街頭キャンペーンの実施
- ウ 車両等による広報
- エ 食中毒予防講習会の実施
- オ 食品衛生指導員による営業施設に対する指導・相談の強化・充実及び食品衛生思想の普及
- カ 食中毒予防シンポジウムの開催（福岡県共催）
- キ その他